

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 特例物納の上手な申請の仕方

Q: 相続税を延納していましたが、物納への切換えをしようと考えています。その場合どのような点に注意して申請すればよいでしょうか。

A: 昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続等により財産を取得した個人で、延納の許可を受けている者については、延納から物納への切換え、いわゆる特例物納が認められます。特例物納の申請は、この4月からすでに始まっており、9月末日までの半年間に限られています。

さて、特例物納を受けようとする場合には、留意しておいていただきたい点があります。

例えば、土地の一部は残しておきたい場合や近い将来に土地売却のメドがたちそうな場合には、未到来の分納税額の一部についてのみ特例物納を申請し、残りについては延納を継続していくことも考えられます。

その場合の申請方法としては、動産等対応税額から優先的に申請していくことです。

延納は、相続財産の種類や割合によっては延納期間や利子税の割合に違いがあります。

動産等に係る延納税額の利子税の割合は、不動産等に係るそれよりも高い(例えば不動産等の割合が75%以上の場合、不動産等に係る利子税は4.2%、動産等に係る利子税は6.0%)ため、特例物納の申請にあたっては、利子税の違いを考慮することも必要なわけです。

その他、特例物納を全部申請とするか一部申請とするかは、土地売却の見極め、土地保有の意志なども考慮すべき点といえます。

